

## 特別養護老人ホーム まほろばの里向山 重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。  
宮城県指定 0475403747 (ユニット型個室)

当施設は、ご契約者様に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。  
施設の概要や提供するサービスの内容、契約上の注意点を次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。

### ◆ 目次 ◆

1	当法人の概要	2
2	事業所の概要	2
3	事業所の職員体制	2
4	設備の概要	3
5	当施設のサービスの方針	3
6	当施設が提供するサービスの内容	3
7	利用料金	4
8	サービスご利用にあたっての留意点	6
9	緊急時の対応方法	7
10	嘱託医 協力病院	7
11	1 1 契約終了について	8
12	1 2 身元引受人	9
13	1 3 事故発生時の対応	9
14	1 4 身体拘束	9
15	1 5 相談窓口・苦情対応	10
16	1 6 個人情報保護について	10

1 当法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 まほろば
- (2) 法人所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば2丁目2番地の4
- (3) 電話番号 022-779-7785
- (4) 代表者氏名 理事長 菅原 一博
- (5) 設立年月日 平成23年6月27日
- (6) 法人が運営する事業

【黒川郡大和町】 特別養護老人ホームまほろばの里たいわ  
 ショートステイまほろばの里たいわ  
 デイサービスセンターまほろばの里たいわ  
 まほろばの里たいわ居宅介護支援事業所  
 事業所内保育施設 たいわっこ保育園

【仙台市太白区】 特別養護老人ホームまほろばの里向山  
 (短期入所生活介護併設)

2 事業所の概要

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム まほろばの里向山
- (2) 所在地 宮城県宮城県仙台市太白区向山3丁目11番30号
- (3) 電話番号 022-796-7655
- (4) 施設長 松野 一江

3 事業所の職員体制

職 種	配 置 人 員	人 員 基 準
管理者	1名	1名
医師	1名(非常勤)	1名以上
生活相談員	1名	1名以上
介護支援専門員	1名	1名以上
看護職員	3名	2名以上
介護職員	16名	14名以上
機能訓練指導員	1名	1名以上
管理栄養士	1名	1名以上
歯科衛生士	1名	
事務職員	1名	

#### 4 設備の概要

区分	数量	備考
利用定員	40名	
居室	40室	全室個室
共同生活室	4室	
浴室	5室	個浴・特殊寝台浴槽
便所	18箇所	
医務室	1室	共用
相談室	1室	共用

#### 5 当施設のサービスの方針

「いつでも誰でも集える暮らせる小さな街を目指して」をコンセプトに、入居者と職員が共に生活することを第一にした寄り添うケアを目指します。

#### 6 当施設が提供するサービスの内容

##### ① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況、生活習慣及び嗜好などを考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため、離床して食事を摂って頂くけるよう支援します。御契約者の意向により、居室や食堂等食事を摂取する場所を選ぶことができます。
- ・ その他、行事や季節に合わせた食事の提供を行います。

##### 【食事時間】

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

※ 食事の取り置き時間は、衛生管理上配膳より2時間とさせていただきます。

##### ② 入浴

- ・ 入浴をご契約者の希望に合わせた時間に、最低でも週2回以上実施します。
- ・ 身体状況により入浴ができない場合は、清拭を実施します。
- ・ 寝たきりの方でも特殊寝台浴槽を使用しての入浴ができます。

##### ③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

##### ④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の機能に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、その減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護師がご契約者の健康管理を毎日行います。

⑥ 洗濯

- ・ ユニット内に洗濯機を設置し、ユニット職員が洗濯を行います。リハビリ等でご契約者と一緒に洗濯を行う場合もあります。
- ・ セーター等縮んでしまうものや、大きな洗濯物（布団・毛布・絨毯等）は破損などを防止するために、ご家庭に持ち帰っての洗濯をお願いします。

⑦ その他

- ・ 寝たきり防止のため、ご契約者の生活のリズムに合わせた離床を促していきます。
- ・ ご契約者の生活にメリハリをつけるため、朝・夕の着替えを実施します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。また、御契約者及びご家族の意向に合わせ適切に理美容ができるよう援助します。
- ・ 趣味・教養・娯楽などの活動に参加して頂く機会を作るよう配慮します。

7 利用料金

当施設の利用料金は、次表のとおりです。  
この金額は、次の（１）～（３）に分かれており、各金額の合計額が月額の利用料金となります。疑問等があればお尋ねください。

※ サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合等によって変わります。

（１） 介護報酬に係る利用料金（１日あたり）

区 分	ご契約者の要介護度と利用料金	1割	2割	3割	
基本利用料金	要介護 1	¥6,880	¥688	¥1,376	¥2,064
	要介護 2	¥7,599	¥760	¥1,520	¥2,280
	要介護 3	¥8,370	¥837	¥1,674	¥2,511
	要介護 4	¥9,099	¥910	¥1,820	¥2,730
	要介護 5	¥9,807	¥981	¥1,962	¥2,943
区 分	加算種類と利用料金	1割	2割	3割	
加算料金 (利用状況に応じて 加算される料金)	初期加算	¥308	¥31	¥62	¥93
	個別機能訓練加算Ⅰ	¥123	¥13	¥25	¥37
	個別機能訓練加算Ⅱ	¥205 (1ヶ月)	¥21	¥41	¥62
	個別機能訓練加算Ⅲ	¥205 (1ヶ月)	¥21	¥41	¥62
	サービス提供体制強化加Ⅱ	¥184	¥19	¥37	¥56
	排せつ支援加算	¥1,027 (1ヶ月)	¥103	¥206	¥309
	看護体制加算Ⅱイ	¥133	¥14	¥27	¥40
	栄養マネジメント強化加算	¥112	¥12	¥23	¥34
	療養食加算	¥184 (1日3食)	¥19	¥27	¥56
	夜勤職員配置加算Ⅱイ	¥277	¥28	¥56	¥84
	口腔衛生管理加算Ⅰ	¥924 (1ヶ月)	¥93	¥185	¥278
	口腔衛生管理加算Ⅱ	¥1129 (1ヶ月)	¥113	¥226	¥339
	経口維持加算Ⅰ	¥4,108 (1ヶ月)	¥411	¥822	¥1,233
	経口維持加算Ⅱ	¥1,027 (1ヶ月)	¥103	¥206	¥309
	経口移行加算	¥287	¥29	¥58	¥87
	自立支援促進加算	¥3,081 (1ヶ月)	¥309	¥617	¥925
	科学的介護推進体制加算	¥410 (1ヶ月)	¥41	¥82	¥123
	再入所時栄養連携加算	¥4,108 (1回のみ)	¥411	¥822	¥1,233
	協力医療機関連携加算	¥51 (1ヶ月)	¥51	¥103	¥154
	看取り介護加算				
	死亡日以前31日以上45日以下	¥739	¥74	¥148	¥222
	死亡日以前4日以上30日以下	¥1,478	¥148	¥296	¥444
	死亡日の前日及び前々日	¥6,983	¥698	¥1,397	¥2,095
	死亡日当日	¥13,145	¥1,315	¥2,629	¥3,944
	退所時情報提供加算	¥2,567 (1回)	¥257	¥514	¥771
	生産性向上推進体制加算	¥102 (1ヶ月)	¥11	¥21	¥31
	配置医師緊急時対応加算				
	医師の通常の勤務時間外	¥3,337 (1回)	¥334	¥668	¥1,002
	早朝又は夜間	¥6,675 (1回)	¥668	¥1,335	¥2,003
	深夜	¥13,351 (1回)	¥1,336	¥2,671	¥4,006
	高齢者施設等感染対策向上加算	¥102 (1ヶ月)	¥11	¥21	¥31
	介護職員処遇改善加算Ⅰロ	毎月の総単位数に17.6%を乗じた金額を加算			

※1 ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、介護保険サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行いたします。

※2 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 食費・居住費（1日あたり）

区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	¥300	¥390	¥650	¥1,360	¥1,545
居住費	¥880	¥880	¥1,370	¥1,370	¥2,860

(3) その他の費用

① 理容・美容

理容師、美容師による理美容サービスをご利用いただけます。  
（カット・パーマ・毛染め・顔剃り）

利用料金 実費

② 電気使用料

居室内において、テレビ・冷蔵庫・パソコン等の家電製品をご使用になる場合、電気使用料をご負担いただきます。

電気使用料 1品 1日 ¥50

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧することができます。サービス提供の記録について、複写物が必要な場合は実費をご負担いただきます。

複写物交付料 1枚につき ¥10

④ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

貴重品管理費 ¥1,500

・ 管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預けている預金

・ お預かりするもの

上記預金通帳・金融機関に届け出た印鑑、有価証券、年金証書等

・ 保管管理責任者

特別養護老人ホームまほろばの里向山 事務

・ 出納方法

預金の預入及び引き出しが必要な場合、指定の依頼書を保管管理責任者に提出していただきます。

保管管理責任者は、上記の依頼内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

保管管理責任者は、出入金の都度、通帳へ出入金を記録します。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担を頂くことが適当であるもの（個別のシャンプー・石鹸・衣類・嗜好品等）にかかる費用をご負担いただきます。

※ オムツ代については、介護保険給付対象となっているため、ご負担の必要はありません。

(4) 利用料金のお支払方法

前期(1)～(3)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までにお支払いをお願いいたします。料金の支払い方法は、原則自動口座引き落としもしくは銀行振込でお願いいたします。現金でのお支払いの場合は、月曜～金曜日の午前9:00～午後5:00の時間帯とさせていただきます、祝祭日及び土曜、日曜日のお支払いは出来ませんので、予めご了承をお願いいたします。

- ① 自動口座引き落とし
- ② 銀行振込 (手数料はご契約者のご負担となります)
- ③ 現金払い (受付時間は 月曜～金曜 午前9:00～午後5:00  
但し、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日まで)を除きます)  
となっております。)

8 サービスご利用にあたっての留意点

① 面会時間

防犯上の対策のため、面会時間を下記のとおりを設定しております。

午前8:00 ～ 午後 7:00 まで

② 外出 外泊

ご契約者、ご家族の申し出があれば、いつでも外出、外泊はできます。  
ご契約者の体調等の確認を行いますので、ご希望時は事前に職員にお伝えください。

③ 飲酒 喫煙

施設内での飲酒、喫煙は禁止しております。喫煙は定められた喫煙所にてお願いいたします。  
尚、行事など特別な食事の際には、お酒を提供します。  
※ ご契約者の疾病等でお酒の提供ができない場合があります。

④ 宗教活動

当施設では、一切の宗教活動を禁止しております。

⑤ 設備、備品の利用

本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償  
いただくことがあります。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調等の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家  
族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 : 連絡先 :
-------	--------------------

緊急連絡先	氏名 : 連絡先 :
-------	---------------

## 10 嘱託医・協力病院

### ① 嘱託医

医師名および医療機関名	佐瀬 友彦 佐瀬総合診療所
所在地	宮城県仙台市若林区荒町 20
診療科目	内科 外科 心療内科 皮膚科

### ② 協力歯科医院

医療機関名	八木山 歯科
所在地	宮城県仙台市太白区八木山本町1丁目35-1
診療科目	歯科

### ③ 協力病院

医療機関の名称	仙台赤十字病院
所在地	宮城県仙台市太白区八木山本町2丁目43-3
診療科目	総合内科・血液内科・腎臓内科・呼吸内科・消化器内科・糖尿病代謝科・神経内科・外科・形成外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科・歯科口腔外科

医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
所在地	宮城県仙台市青葉区中央4丁目5-1
診療科目	一般内科・消化器内科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・神経内科・形成外科・婦人科・麻酔科

### 11 契約終了について

当施設との契約では、契約が終了する期日を定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に至った場合は、当施設との契約が終了し、ご契約者に退所して頂くこととなります。  
(契約書第16条参照)

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が要介護1、2と判定されかつ特例入所が認められない場合
- ③ 事業所が解散、破産した場合。又やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者からの退所の申し出があった場合（※ 以下を参照してください）
- ⑦ 当施設から退所の申し出を行った場合（※ 以下の参照してください）

#### (1) ご契約者からの退所の申し出について（契約解除、中途解約）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに解約（退所）届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金変更不同意の場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業所もしくは、サービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくは、サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくは、サービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められた場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 当施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は、診療所へ入院すると見込まれる場合、もしくは、入院した場合（※以下を参照して下さい）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設へ入院した場合

※ ご契約者が入院された場合の対応について

当施設入所中にご契約者が医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し入院期間内であっても、所定の利用料金を頂きます。

1日あたり	¥ 2 5 2（自己負担額1割）	¥ 5 0 4（自己負担額2割）
居住費	¥ 2, 8 6 0	

※ 介護保険負担限度額認定を受けている場合は、入院から6日間は限度額認定証に記載された金額がご負担金額となります。

② 7日間以上3ヵ月以内の入院の場合

3ヵ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、ご契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| i   | 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 |
| ii  | 居宅介護支援事業者の紹介               |
| iii | その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介  |

## 1.2 身元引受人（契約書第2.3条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人に残置物を引き取っていただきます。また、引渡しに係る費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。

※ 入所契約時に身元引受人を定めていない場合であっても入所契約を締結することは可能です。

## 1.3 事故発生時の対応について

当施設のサービスにより事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡等の必要な措置を講じると共に、事故の状況及び事故に関してとった措置を記録します。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

## 1.4 身体拘束の廃止

1 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、契約者又は、他の利用者の生命、身体等を保護するために緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

2 事業者は、前項の緊急やむを得ない事情により身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記載する。
- (3) 契約者又はその家族へ説明を行い、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

## 1.5 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付窓口

生活相談員 浅野 伸介

#### ○ 苦情解決責任者

施設長 松野 一江

#### ○ 受付時間

毎週 月曜日 ～ 金曜日 9:00～17:00

※ 苦情受付ボックスを窓口に設置しております。

### (2) 第三者委員

岩崎 陽一 住所：宮城県仙台市太白区向山3丁目16-22  
電話：022-227-4530

柿沼 浩二 住所：名取市牛野字境堀103-6  
電話：090-7665-4027

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 介護事業支援課 施設指導係

電話：022-214-8318

仙台市太白区役所 介護保険課 介護保険係

電話：022-247-1111（代表）

宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会

電話：022-716-9674

宮城県国民健康保険団体連合会

電話：022-222-7700

## 16 個人情報保護について

### (1) 個人情報保護に関する方針

- ① 当施設は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報を慎重に取り扱います。
- ② 当施設は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- ③ 当施設は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- ④ 当施設は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- ⑤ 当施設は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失、毀損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- ⑥ 当施設は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- ⑦ 当施設は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- ⑧ 当施設は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、各職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- ⑨ 当施設は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当施設各職員に周知徹底し確実に実施します。

### (2) ご契約者等への施設サービスの提供に必要な利用目的

#### [施設の内部での利用]

- ・ 当施設がご契約者等に提供する介護サービス・日常の医療
- ・ 介護保険事務
- ・ ご契約者に係る管理運営業務のうち、
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
  - ご契約者への介護・医療サービスの向上
- ・ 費用の請求及び収受に関する事務

#### [他の事業者等への情報提供を伴う利用]

- ・ 当施設がご契約者等に提供する介護サービス・日常の医療のうち、
  - 医療機関および他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ご契約者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務・調理業務の業務委託 その他の業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険のうち、
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 給食、リネン、清掃等の業務委託
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・ 費用の請求及び収受に関する事務

#### [ホームページの運営について]

当施設のホームページでは、ご契約者のふだんのご様子をご家族に知っていただくために写真や文章を掲載しています。

重要な個人情報でもありますので、次のとおり慎重に取り扱います。

- ・ ご契約者の氏名は掲載しません
- ・ 掲載するのは、ご契約者およびご家族から拒否のお申し出がなかった方の写真とします
- ※ 掲載を希望されない方が含まれる写真などを使用する場合は、個人が特定できないよう加工するなど配慮します。
- ・ その他の関係者の氏名・住所・写真なども了解いただいた方に限り掲載します
- ・ 掲載後も、お申し出によりホームページから削除するなどの対応をいたします

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報についての説明を行いました。

所在地 〒982-0841 宮城県仙台市太白区向山3丁目11番30号

名称 社会福祉法人 まほろば 特別養護老人ホーム まほろばの里向山

説明者職名 氏名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名 ㊟

身元引受人(代理人)

住所

氏名 ㊟ (契約者との続柄 )

電話番号

※ 請求書送付先 (上記と同様であれば住所欄に同上と記載してください)

〒

住所

氏名 ㊟ (契約者との続柄 )

電話番号

特別養護老人ホーム まほろばの里向山  
指定短期入所生活介護 重要事項説明書

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上の注意点等を次のとおり説明をします。

※ 当施設への入居は、原則要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆ 目次 ◆

1	当法人の概要	2
2	事業所の概要	2
3	事業所の職員体制	2
4	設備の概要	3
5	当施設のサービスの方針	3
6	当施設が提供するサービスの内容	3
7	利用料金	4
8	サービスご利用にあたっての留意点	6
9	緊急時の対応方法	7
10	嘱託医 協力病院	7
11	契約終了について	8
12	事故発生時の対応	9
13	身体拘束	9
14	相談窓口・苦情対応	9
15	個人情報保護について	10

## 1 当法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 まほろば
- (2) 法人所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば2丁目2番地の4
- (3) 電話番号 022-779-7785
- (4) 代表者氏名 理事長 菅原 一博
- (5) 設立年月日 平成23年6月27日
- (6) 法人が運営する事業

【黒川郡大和町】 特別養護老人ホームまほろばの里たいわ  
 ショートステイまほろばの里たいわ  
 デイサービスセンターまほろばの里たいわ  
 まほろばの里たいわ居宅介護支援事業所  
 事業所内保育施設 たいわっこ保育園

【仙台市太白区】 特別養護老人ホームまほろばの里向山  
 (短期入所生活介護併設)

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所名 特別養護老人ホームまほろばの里向山
- (2) 所在地 宮城県宮城県仙台市太白区向山3丁目11番30号
- (3) 電話番号 022-796-7655
- (4) 施設長 松野 一江

## 3 事業所の職員体制

職 種	配 置 人 員	人 員 基 準
管理者	1名	1名
医師	1名(非常勤)	1名以上
生活相談員	1名	1名以上
介護支援専門員	1名	1名以上
看護職員	3名	7名以上
介護職員	8名	
機能訓練指導員	1名	1名以上
管理栄養士	1名	1名以上
歯科衛生士	1名	
事務職員	1名	

#### 4 設備の概要

区分	数量	備考
利用定員	20名	
居室	20室	全室個室
共同生活室	2室	
浴室	3室	個浴・特殊寝台浴槽
便所	6箇所	
医務室	1室	共用
相談室	1室	共用

#### 5 当施設のサービスの方針

当施設では、それぞれの方に在宅生活が継続できるよう第二の我が家を提供し、いつもと変わらない日々の暮らしを実感していただけることを目指します。

#### 6 当施設が提供するサービスの内容

##### ① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況、生活習慣及び嗜好などを考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため、離床して食事を摂って頂くけるよう支援します。御契約者の意向により、居室や食堂等食事を摂取する場所を選ぶことができます。
- ・ その他、行事や季節に合わせた食事の提供を行います。

##### 【食事時間】

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

※ 食事の置き置き時間は、衛生管理上配膳より2時間とさせていただきます。

##### ② 入浴

- ・ 入浴をご契約者の希望に合わせた時間に、最低でも週2回以上実施します。
- ・ 身体状況により入浴ができない場合は、清拭を実施します。
- ・ 寝たきりの方でも特殊寝台浴槽を使用しての入浴ができます。

##### ③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

##### ④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身などの機能に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、その減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護師がご契約者の健康管理を毎日行います。

⑥ 洗濯

- ・ ユニット内に洗濯機を設置し、ユニット職員が洗濯を行います。リハビリ等でご契約者と一緒に行う場合もあります。
- ・ セーター等縮んでしまうものや、大きな洗濯物（布団・毛布・絨毯等）は破損などを防止するために、ご家庭に持ち帰っての洗濯をお願いします。

⑦ その他

- ・ 寝たきり防止のため、ご契約者の生活のリズムに合わせた離床を促していきます。
- ・ ご契約者の生活にメリハリをつけるため、朝・夕の着替えを実施します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。また、御契約者及びご家族の意向に合わせ適切に理美容ができるよう援助します。
- ・ 趣味・教養・娯楽などの活動に参加して頂く機会を作るよう配慮します。

7 利用料金

当施設の利用料金は、次表のとおりです。  
この金額は、次の(1)～(3)に分かれており、各金額の合計額が月額の利用料金となります。疑問等があればお尋ねください。

※ サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合等によって変わります。

(1) 介護報酬に係る利用料金（1日あたり）

区 分	ご契約者の要介護度と利用料金		1割	2割	3割
基本利用料金	要支援1	¥5,432	¥544	¥1,087	¥1,630
	要支援2	¥6,737	¥674	¥1,348	¥2,022
	要介護1	¥7,230	¥723	¥1,446	¥2,169
	要介護2	¥7,928	¥793	¥1,586	¥2,379
	要介護3	¥8,698	¥870	¥1,740	¥2,610
	要介護4	¥9,427	¥943	¥1,886	¥2,829
	要介護5	¥10,136	¥1,014	¥2,028	¥3,042
区 分	加算種類と利用料金		1割	2割	3割
加算料金 (利用状況に応じて加算される料金)	サービス提供体制強化加算Ⅲ	¥61	¥7	¥13	¥19
	機能訓練体制加算	¥123	¥13	¥25	¥37
	送迎加算（片道）	¥1,900	¥190	¥380	¥570
	看護体制加算Ⅱイ	¥134	¥13	¥27	¥40
	療養食加算（1食）	¥82	¥9	¥17	¥25
	夜勤職員配置加算Ⅱ	¥185	¥19	¥37	¥56
	緊急短期入所受入加算	¥929	¥93	¥186	¥279
	口腔連携強化加算	¥516（1ヶ月）	¥52	¥103	¥155
	生産性向上推進体制加算	¥103（1ヶ月）	¥10	¥21	¥31
	高齢者施設等感染対策向上加算	¥103（1ヶ月）	¥10	¥21	¥31
	介護職員処遇改善加算Ⅱロ	毎月の単位数に17.2%を乗じた金額を加算			

※1 ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、介護保険サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行いたします。

※2 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 食費・居住費（1日あたり）

区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	¥300	¥600	¥1,000	¥1,300	¥1,545
居住費	¥880	¥880	¥1,370	¥1,370	¥2,860

(3) その他の費用

① 理容・美容

理容師、美容師による理美容サービスをご利用いただけます。  
(カット・パーマ・毛染め・顔剃り)

利用料金 実費

② 電気使用料

居室内において、テレビ・冷蔵庫・パソコン等の家電製品をご使用になる場合、  
電気使用料をご負担いただきます。

電気使用料 1品 1日 ¥50

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧することができます。  
サービス提供の記録について、複写物が必要な場合は実費をご負担いただきます。

複写物交付料 1枚につき ¥10

④ 通常の送迎実施地域を越えて送迎を行う場合

通常の送迎実施地域(仙台市全域)以外にお住いのご自宅からの送迎を希望される場合は、  
別途料金を頂きます。

1kmあたり ¥50

⑤ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

貴重品管理費 ¥1,500

・ 管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預けている預金

・ お預かりするもの

上記預金通帳・金融機関に届け出た印鑑、有価証券、年金証書等

・ 保管管理責任者

特別養護老人ホームまほろばの里向山 事務

・ 出納方法

預金の預入及び引き出しが必要な場合、指定の依頼書を保管管理責任者に提出していただきます。  
保管管理責任者は、上記の依頼内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。  
保管管理責任者は、出入金の都度、通帳へ出入金を記録します。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担を頂くことが  
適当であるもの(個別のシャンプー・石鹸・衣類・嗜好品等)にかかる費用をご負担いただきます。

※ オムツ代については、介護保険給付対象となっているため、ご負担の必要はありません。

(4) 利用料金のお支払方法

前期(1)～(3)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までにお支払いをお願いいたします。料金の支払い方法は、原則自動口座引き落としもしくは  
銀行振込でお願いいたします。現金でのお支払いの場合は、月曜～金曜日の午前9:00～  
午後5:00の時間帯とさせていただきます。祝祭日及び土曜、日曜日のお支払いは出来ません  
ので、予めご了承をお願いいたします。

① 自動口座引き落とし

② 銀行振込(手数料はご契約者のご負担となります)

③ 現金払い(受付時間は 月曜～金曜 午前9:00～午後5:00  
但し、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日まで)を除きます)  
となっております。)

(5) キャンセル料について

利用開始予定日の前日の午後5時までに滋養所へ申し出ることにより、利用料金の負担なくサービス利用を中止することができます。  
申し出をせずにキャンセルした場合には、下記のとおりキャンセル料を請求します。但し、ご契約者が入院、事故等緊急やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時まで	無料
利用予定日の前日午後5時以降	1日の利用料金の10%

8 サービスご利用にあたっての留意点

① 面会時間

防犯上の対策のため、面会時間を下記のとおりに設定しております。

午前8:00 ~ 午後7:00 まで

② 外出 外泊

ご契約者、ご家族の申し出があれば、いつでも外出、外泊はできます。  
ご契約者の体調等の確認を行いますので、ご希望時は事前に職員にお伝えください。

③ 飲酒 喫煙

施設内での飲酒、喫煙は禁止しております。喫煙は定められた喫煙所にてお願いいたします。  
尚、行事など特別な食事の際には、お酒を提供します。  
※ ご契約者の疾病等でお酒の提供ができない場合があります。

④ 宗教活動

当施設では、一切の宗教活動を禁止しております。

⑤ 設備、備品の利用

本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償いただくことがあります。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調等の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 連絡先：

## 10 嘱託医・協力病院

### ① 嘱託医

医師名および医療機関名	佐瀬 友彦 佐瀬総合診療所
所在地	宮城県仙台市若林区荒町 20
診療科目	内科 外科 心療内科 皮膚科

### ② 協力歯科医院

医師名および医療機関名	八木山 歯科
所在地	宮城県仙台市太白区本町1丁目35-1
診療科目	歯科

### ③ 協力病院

医療機関の名称	仙台赤十字病院
所在地	宮城県仙台市太白区八木山本町2丁目43-3
診療科目	総合内科・血液内科・腎臓内科・呼吸内科・消化器内科・糖尿病代謝科・神経内科・外科・形成外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科・歯科口腔外科

医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
所在地	宮城県仙台市青葉区中央4丁目5-1
診療科目	一般内科・消化器内科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・神経内科・形成外科・婦人科・麻酔科

## 11 契約終了について

ご契約者は、契約期間の満了の日から次の要介護認定等の有効期間の満了の日までの期間を新たな契約期間として更新することができます。  
契約期間中は以下のような事由がない限り、契約書に定めるところによりサービスを利用することができます。

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立又判定された場合
- ② 事業所が解散、破産した場合。又やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者からの契約解除申し出があった場合（※ 以下を参照してください）
- ⑥ 当施設から契約解除の申し出を行った場合（※ 以下の参照してください）

### (1) ご契約者からの契約解除の申し出について（契約解除、中途解約）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から契約解除、解約を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに解除・解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金変更不同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業所もしくは、サービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくは、サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくは、サービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められた場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑦ ご契約者に係る「居宅サービス計画書」が変更された場合

(2) 当施設からの申し出により契約解除をする場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から契約解除をする場合があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が介護保険施設に入所した場合や、事業所のサービス提供地域以外に事前通告なしに移転された場合

1.2 事故発生時の対応について

当施設のサービスにより事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡等の必要な措置を講じると共に、事故の状況及び事故に関してとった措置を記録します。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

1.3 身体拘束の廃止

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、契約者又は、他の利用者の生命、身体等を保護するために緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 2 事業者は、前項の緊急やむを得ない事情により身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
  - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する
  - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記載する。
  - (3) 契約者又はその家族へ説明を行い、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

1.4 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

生活相談員 浅野 伸介

○ 苦情解決責任者

施設長 松野 一江

○ 受付時間

毎週 月曜日 ～ 金曜日 9:00～17:00

※ 苦情受付ボックスを窓口に設置しております。

(2) 第三者委員

岩崎 陽一 住所：宮城県仙台市太白区向山3丁目16-22  
電話：022-227-4530

柿沼 浩二 住所：宮城県名取市牛野字境塚103-6  
電話：090-7660-4027

(3) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 介護事業支援課 施設指導係  
電話：022-214-8318  
仙台市太白区役所 介護保険課 介護保険係  
電話：022-247-1111 (代表)  
宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会  
電話：022-716-9674  
宮城県国民健康保険団体連合会  
電話：022-222-7700

## 15 個人情報保護について

### (1) 個人情報保護に関する方針

- ① 当施設は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報を慎重に取り扱います。
- ② 当施設は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- ③ 当施設は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- ④ 当施設は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- ⑤ 当施設は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失、毀損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- ⑥ 当施設は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求め権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- ⑦ 当施設は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- ⑧ 当施設は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、各職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- ⑨ 当施設は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当施設各職員に周知徹底し確実に実施します。

### (2) ご契約者等への施設サービスの提供に必要な利用目的

#### [施設の内部での利用]

- ・ 当施設がご契約者等に提供する介護サービス・日常の医療
- ・ 介護保険事務
- ・ ご契約者に係る管理運営業務のうち、
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
  - ご契約者への介護・医療サービスの向上
- ・ 費用の請求及び収受に関する事務

#### [他の事業者等への情報提供を伴う利用]

- ・ 当施設が契約者等に提供する介護サービス・日常の医療のうち、
  - 医療機関および他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ご契約者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務・調理業務の業務委託 その他の業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険のうち、
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 給食、リネン、清掃等の業務委託
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・ 費用の請求及び収受に関する事務

#### [ホームページの運営について]

当施設のホームページでは、ご契約者のふだんのご様子をご家族に知っていただくために写真や文章を掲載しています。

重要な個人情報でもありますので、次のとおり慎重に取り扱います。

- ・ ご契約者の氏名は掲載しません
- ・ 掲載するのは、ご契約者およびご家族から拒否のお申し出がなかった方の写真とします
- ※ 掲載を希望されない方が含まれる写真などを使用する場合は、個人が特定できないように加工するなど配慮します。
- ・ その他の関係者の氏名・住所・写真なども了解いただいた方に限り掲載します
- ・ 掲載後も、お申し出によりホームページから削除するなどの対応をいたします

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報についての説明を行いました。

所在地 〒982-0841 宮城県仙台市太白区向山3丁目11番30号

名称 社会福祉法人まほろば 特別養護老人ホームまほろばの里向山 指定短期入所生活介護

説明者職名 氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名 ㊞

身元引受人(代理人)

住所

氏名 ㊞ (契約者との続柄

電話番号

※ 請求書送付先 (上記と同様であれば住所欄に同上と記載してください)

〒

住所 仙台市太白区鹿野2丁目2-2くにみつ荘202

氏名 ㊞ (契約者との続柄 )

電話番号